

日本初！
高速道路を使用したコースでのレース！



P2
12月1日（木）宿毛市交流複合施設さくらオープン！

P4
令和5年成人式～二十歳の集い～



ジャパンサイクルリーグ高知県宿毛市ロードレースが
9月25日（日）に開催されました。

『宿毛市交流複合施設さくら』が12月1日(木)よりオープンします！

5月に希望ヶ丘へ庁舎を移転したことに伴い、桜町にある旧庁舎を広く市民の皆さんにご利用いただける「中央支所」として改修工事を行っています。また、支所以外にも年齢や障害の有無にかかわらず誰もが気軽に集える「あったかふれあいセンターすくも」と、シニア世代を中心とした健康増進と憩いの場である「すくもいきいきサロン」を統合した「宿毛市いきいきふれあいセンター」を併設します。その他にも、市民の皆さんにご利用いただける「会議スペース」や「多目的スペース」などを設置します。「多目的スペース」については、事業者の方向けに店舗等として、街のにぎわい創出を目的とした長期間の貸出も行えます。12月1日(木)のオープンに向けて準備を進めていますので、もうしばらくお待ちください。

宿毛市役所 中央支所 〒788-0006 宿毛市桜町2番1号 ☎63-5001

開所日時 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 **閉所日** 土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

取扱業務 市税等の収納

市税(市県民税・軽自動車税・固定資産税など)・国保税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料・水道料・市営住宅家賃など

証明書等の発行

戸籍証明書・印鑑証明書・住民票・埋火葬許可証・納税証明書・課税証明書・所得証明書など

窓口業務 ※内容によって本庁担当窓口でしか対応できない場合があります。

- 国保業務
※保険証の交付は本庁窓口のみで行います。
- 国民年金業務
- 介護保険業務
※高額介護サービス費支給申請受付のみ行います。

届出業務

戸籍・住所変更

利用料金 ●会議スペース 1時間につき300円 ●多目的スペース 1時間につき240円

※冷暖房を使用する場合は1時間につき420円が別途必要になります。

※事業者の方が物販等店舗として使用される場合は宿毛市財産条例に基づいて使用料が発生します。詳細は総務課までお問い合わせください。 **問** 総務課 ☎62-1253

宿毛市いきいきふれあいセンター

あったかふれあいセンターすくも

利用日時 月～金曜日(祝日を除く)
9時～16時30分

利用料金 無料

※お昼を過ごされる方はお弁当をご持参いただくか、月曜日・水曜日・金曜日はお弁当の注文もできます。

【ドリンク】 ●お茶 無料
●コーヒー 30円

すくもいきいきサロン

利用日時 月～土曜日(日曜日はお休みです)
9時～12時、13時～19時

利用料金 ●宿毛市内在住の65歳以上の方 無料
●64歳以下または市外在住の方 1時間200円

※初回ご利用時には登録が必要です。身分証明書(免許証、保険証等)をお持ちください。

持参物 屋内シューズ、飲み物、タオルなど

問 長寿政策課 ☎62-1234 宿毛市社会福祉協議会 ☎65-7665



宿毛市交流複合施設さくら



第58回 宿毛市美術展覧会表彰式

問 中央公民館 ☎ 63-2618

10月11日(火)、宿毛市美術展覧会表彰式が行われました。日本画・洋画・書道・写真・工芸の5部門に80名、104点の出品があり、各部門において審査が行われ、次のとおり受賞者が決定しました。また、今回新たに日本画の部で東孝子さん、書道の部で坂本春瑛さん、工芸の部で宮本量子さんが無鑑査になりました。受賞者の皆さん、おめでとうございます。

	日本画		洋画		書道	
	作品名	氏名	作品名	氏名	作品名	氏名
無鑑査特別賞	浅き春	大谷 玲子	明日を生きるために…	渡邊 英幸	極	前崎 白舟
特選	華	植 京子	芋	田村 久美子	秋の山	山崎 初恵
ほう状	椿	松岡 蘭子	/	/	きつとその先に	小野 美和
					念佛者は無礙の一道なり	尾崎 敬子
					春たつとばかりに	谷 ゆかり
					長干行	増田 裕風
新人賞			葡萄	高畑 雅人	月到	福島 虹雨
					臨建中告身帖	岡崎 光彩

	写真		工芸	
	作品名	氏名	作品名	氏名
無鑑査特別賞	早春譜	井垣 一治	花器『グリーンガーデン』	下元 かおる
特選	昭和ノスタルジー	小栗 幹夫	静かな木々	田村 寿生子
ほう状	捕った	川田 紀典	掻き落とし花器	有田 美枝子
			ランタナ七変化	吉本 誠
新人賞			ミモザの花器	河原 久予



第8回 絵手紙交流展

問 中央公民館 ☎ 63-2618

絵手紙教室での学びと仲間との交流による作品を展示します。手書きの温かさ、やさしさを感じていただけたらと思います。

日時 11月18日(金)～20日(日) 10時～16時30分

※最終日は16時まで

場所 宿毛文教センター2階 会議室1 **入場料** 無料

主催 絵手紙遊会(公民館サークル)

協力 日本絵手紙協会

後援 スワンテレビ・宿毛市教育委員会



迎春 しめ縄アレンジメント教室 参加者募集

問 中央公民館 ☎ 63-2618

お正月のしめ縄飾りを手づくりしてみませんか。花飾りを付けるモダンなデザインのしめ縄ですので、玄関のほか洋室などに飾ることもできます。お気軽にご参加ください。

日時 12月11日(日) 13時30分～15時30分

場所 宿毛文教センター2階 会議室1 **参加費** 1,000円

講師 原田 由美さん **対象者** 18歳以上 **申込方法** 中央公民館に電話

定員 10名

※定員に達し次第、参加の申し込みを締め切ります。

※マスクの着用や手洗い、アルコール消毒等の感染症予防対策にご協力ください。

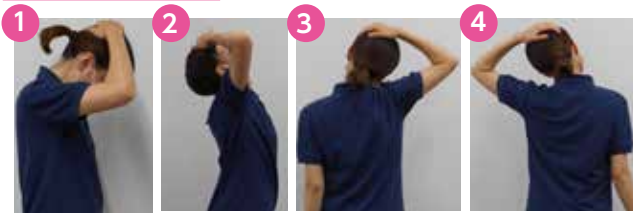


自宅でできる姿勢改善ストレッチ

問 長寿政策課 ☎62-1234
宿毛市地域包括支援センター ☎65-7665

普段の生活の中ではつい楽な姿勢になりがちです。姿勢が悪くなると、肩こり・腰痛など身体の不調を生じやすくなります。そこで、自宅でできる首・肩・体幹のストレッチ方法をご紹介します。痛みが出ない範囲で、「気持ちいいな」と思うくらい動かすのがポイントです。短い時間でもいいので、毎日続けてみましょう。

首のストレッチ



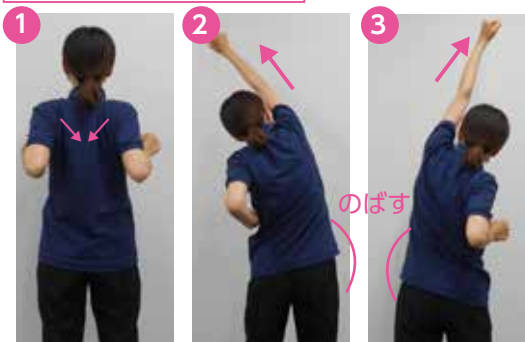
- ①片方の手で後頭部を押さえ、前へ倒す。
 - ②片方の手で額を押さえ、後ろに倒す。
 - ③右手で左側頭部を持ち、右へ倒す。
 - ④左手で右側頭部を持ち、左へ倒す。
- (各 10 秒ずつ)

肩のストレッチ



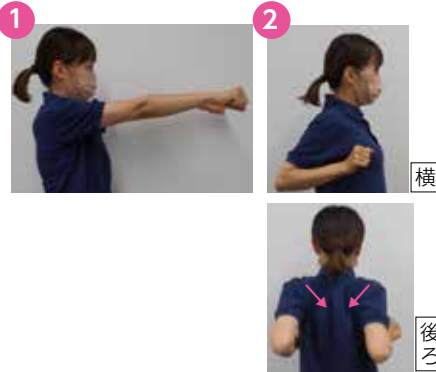
- ①肩をすくめるように上下に動かす。
- ②肘を曲げた状態で両腕を肩の高さまで上げ、肩を前へ回す。
- ③肘を曲げた状態で両腕を肩の高さまで上げ、肩を後ろに回す。

肩～体幹のストレッチ



- ①両肘を背後で近づけるように寄せる。
- ②右腕を左斜め前に伸ばして、そのまま 3 秒間深呼吸する。左肘は後ろに引く。
- ③①の状態に戻り、反対側も同様に行う。

肩甲帯のストレッチ



- ①立った状態で、両腕を前に出す。
- ②両肘を曲げて後ろに引き、左右の肩甲骨がくっつくようにする。

令和 4 年度から宿毛市役所に配属された理学療法士の刈谷です。フレイル(*) 予防や介護予防について、いつでもご相談ください！
*フレイルとは、加齢や疾患、活動不足等により身体や心のはたつき、社会的なつながりが弱くなった、虚弱な状態を言います。



令和 5 年成人式～二十歳の集い～

問 生涯学習課 ☎ 62-1245

日時 令和 5 年 1 月 3 日 (火)
13 時 30 分～ 14 時 30 分予定 (受付 12 時 30 分～ 13 時 20 分)

場所 宿毛文教センター 1 階 多目的ホール

対象者 平成 14 年 4 月 2 日～平成 15 年 4 月 1 日生まれの方で次のいずれかに該当する方

- 宿毛市に住民票のある方または保護者の住所が宿毛市にある方
- 宿毛市内の学校に在籍していた方 ●宿毛市に外国人登録をしている方

申込締切 11 月 30 日 (水)

申込方法 ●電子申請 ●宿毛市 HP から「参加申込書」をダウンロードし提出

※申し込みについて不明な場合は生涯学習課までご連絡ください。

※宿毛市に住民票のある方には 11 月上旬頃、案内ハガキを送付します。※申請された方には、後日、案内文書を送付します。

注意事項

※会場ではマスクの着用および入口での消毒、検温をお願いします。発熱や体調の悪い方は入場できません。

※式典の様子を宿毛市公式動画「みてや!SUKUMO!!【高知県宿毛市】」(YouTube) により配信を予定しています。参加者の様子を撮影することがありますので、あらかじめご了承ください。

※新型コロナウイルス感染拡大により、緊急事態宣言等が発令された場合など、宿毛市が開催することを不適切と判断した場合は式典を中止する場合があります。宿毛市 HP をご確認ください。

※開催が中止となった場合の損失については補償できかねますので、あらかじめご了承ください。



電子申請



宿毛市HP

みんなで創ろう人権のまち

問 人権推進課 ☎ 62-1258

12月4日(日)～10日(土)は、「世界人権宣言」を記念して人権週間として定められています。宿毛市では、人権週間記念行事として「令和4年度宿毛市人権フェスティバル」を開催します。人権週間を機に、今一度身近な人権について考えてみましょう。

開催日 12月4日(日)

講演会

演題「みんなでなくそう！差別といじめ」

- 場所 宿毛文教センター1階 多目的ホール
- 時間 9時30分～11時30分(受付9時～)
- 講師 中山まさともさん(漫才師)
- 内容 人生を前向きに生きられる「明るい地域づくりのための講演」をお届けします。

作品パネル展示

- 場所 宿毛文教センター1階 ホワイエおよび玄関ロビー
- 時間 9時～12時
- ※作品の一部を除き12月8日(木)まで展示
- 内容 各隣保館の交流事業や各児童館の子ども会活動で作った作品などを展示します。



人権擁護委員の委嘱

問 人権推進課 ☎ 62-1258

10月1日(土)付けで、法務大臣から瀧本 節さん(再任)、寺田 匡代さん(新任)、和田 和也さん(新任)が人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、解決のお手伝いをしたり、皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

9月30日(金)付けで退任された埜々下 典晃さん、細川 和代さん、ありがとうございました。

犯罪被害に遭われた方のために

問 人権推進課 ☎ 62-1258

11月25日(金)～12月1日(木)の1週間は「犯罪被害者週間」です。あなたやあなたの大切な人も含め、誰もが突然、犯罪に巻き込まれる可能性があります。犯罪被害者の方が置かれている状況について理解を深め、平穏な生活を取り戻せるよう、みんなで支え合う社会を実現していきましょう。

皆さんの理解が、犯罪被害者の方の支えとなります。

	相談窓口(機関名)	相談内容	相談時間	連絡先
犯罪被害全般	警察 警察総合相談窓口電話	警察への相談全般	24時間対応	☎ 088-823-9110 #9110
	警察 犯罪被害者ホットライン	犯罪被害相談全般	月～金曜日 8時30分～17時15分 土・日・祝日・年末年始を除く	☎ 088-871-3110
	高知県 高知県犯罪被害者等支援相談窓口	犯罪被害全般 支援機関の調整	月～金曜日 9時～12時、13時～16時 土・日・祝日・年末年始を除く	☎ 088-823-9340 面接相談は要予約
	こうち被害者支援センター	犯罪被害者支援のための相談 付き添い支援	月～金曜日 10時～16時 土・日・祝日・年末年始を除く	☎ 088-854-7867 面接相談は要予約
性犯罪被害	警察 性犯罪被害相談電話	性犯罪被害に関する相談	24時間対応	#8103(ハートさん) (全国共通ダイヤル)
	性暴力被害者サポートセンターこうち	性犯罪・性暴力被害に関する相談	月～土曜日 9時～17時 日・祝日・年末年始を除く ※他の時間でも国のコールセンターに自動転送して24時間365日対応	☎ 080-9833-3500 ☎ 0120-835-350

●宿毛市における総合的な窓口 人権推進課 ☎ 62-1258 FAX 62-1275

けんみんいきいき講座

日時 11月8日(火)

11時～11時40分

場所 高知県立幡多けんみん病院 3階
大会議室

テーマ 「健康生活を維持するために」
※糖尿病医療スタッフによる講座です。

講師 看護師 和田望さん
管理栄養士 片岡航兵さん
理学療法士 上岡直登さん

参加費 無料

申込 不要

※感染症流行状況により開催を中止する場合は幡多けんみん病院 HP に掲載します。
※高知家健康パスポート事業対象講座です。

問 高知県立幡多けんみん病院
☎ 66-2222

出張無料法律相談

日時 11月29日(火) 13時～16時

場所 宿毛市総合社会福祉センター2階
視聴覚室

相談員 高知弁護士会民事介入暴力対策
委員会弁護士 ほか

内容 主に暴力団等に絡む相談の対応を
していますが、不当要求・悪質ク
レーマー対策等でお困りの方があ
れば、遠慮なくご相談ください。

※できるだけ事前予約をお願いします。

問 公益財団法人
暴力追放高知県民センター事務局
☎ 088-871-0003

無料人権相談

宿毛市の人権擁護委員による、婚姻・扶養・
相続・金銭貸借・土地建物貸借・登記・戸籍・
交通事故などに関わる人権問題について
のご相談を承ります。

日時 12月7日(水) 10時～15時
(12時～13時昼休み)

場所 宇須々木公民館

※事前予約制(要連絡)

※相談時間1人30分以内

※相談無料

※秘密厳守

主催 高知地方務局四万十支局

問 人権推進課 ☎ 62-1258
高知地方務局四万十支局
☎ 0880-34-1600

農業委員会への女性の登用の 推進

女性は、農林水産業と地域の活性化におい
て重要な役割を果たし、6次産業化等の担
い手としても大きく期待されています。農
業や地域活動に取り組まれている女性の皆
さん、地域農政に女性の意見が反映される
よう、農業委員として活躍してみませんか。

主な業務

- 毎月1回の定例会に出席し、農地転用許
可等についての審議や許可の可否などを
決めます。
- 人・農地プランなど、集落や地域の話し合
いに積極的に参加し、農地や担い手の情
報を提供します。
- 農地パトロールなどの現地調査を行い、遊
休農地の発生防止・解消に取り組みます。
- 農業者の声を聴き、農業施策に関する意
見書を市に提出します。

新たに募集する農業委員の任期

令和5年7月20日～令和8年7月19日
の3年間です。

今後のスケジュール

令和5年3月頃に、宿毛市の広報紙や宿毛
市HPで募集する予定です。

問 農業委員会事務局 ☎ 62-1244

生活困窮者就労準備支援金

自立相談支援機関(宿毛市社会福祉協議会)
の支援を受けて、常用就職に至った方
に対して、生活困窮者就労準備支援金10万円
を支給します。

※常用就職…期間の定めのない労働契約ま
たは期間の定めが6カ月以上
の労働契約による就職。

問 福祉事務所 ☎ 62-1240

標準営業約款制度

理容・美容・クリーニングの3業種で、厚生
労働大臣の認めたルールに従って、安心・
安全・清潔のサービスを提供しているお店
を、標準営業約款登録店舗とし、Sマークの
表示でお知らせしています。毎年11月を
「標準営業約款普及登録推進月間」として、
消費者の皆さんへはSマー
クの周知、営業者の方には登
録を呼びかけています。

問 公益財団法人

高知県生活衛生営業指導センター
☎ 088-855-5100



水道メーター(量水器) 取り替え

水道メーターの使用期限は、計量法により
8年とされているため、有効期限内に無料
で取り替えを行っています。今回は令和6
年3月末までに有効期限を過ぎる水道メ
ーターの取り替え作業を行います。

期間 令和5年1月31日(火)まで(予定)

● 該当メーター

「上水道ご使用量のお知らせ」に記載され
ているメーター番号のアルファベット以下2
桁の数字が27の量水器(例)A27-〇〇〇
※業者は宿毛市が発行する量水器取替作業
員身分証を携帯しています。

※取り替え作業中は水道が使用できません
(15分から30分程度)。

※ご不在の場合でも、取り替え可能な場合は
施工します。その際は、取り替え済みのお
知らせを郵便受け等に入れておきます。

問 水道課 ☎ 62-1248

マイナンバーカードの申請は もうお済みですか？

マイナポイントがもらえるマイナンバー
カードの申請期間が、12月末まで3カ月
延長になりました。マイナンバーカードを
未取得の方はぜひこの機会にマイナンバー
カードの交付申請をご検討ください。

問 市民課 ☎ 62-1233

宿毛文教センター臨時休館

11月7日(月)は宿毛文教センター全館の
殺虫消毒を行うため、入館することができ
ません。当日は職員(管理人含む)が終日不
在となりますのでお知らせします。

問 中央公民館 ☎ 63-2618

川柳大会中止のお知らせ

11月13日(日)に宿毛文教センターで開
催を予定していました川柳大会は、新型コ
ロナウイルス感染症の影響により中止にな
りましたのでお知らせします。

問 中央公民館 ☎ 63-2618

今月の「はなちゃんクイズ！」コーナーは、お休みします。**問** 企画課 ☎ 62-1255

宿毛の歴史講座5

散策「河戸堰から和田方面へ」

「宿毛の歴史講座」第5回は史跡巡りとして、宿毛水門から河戸堰へ行き、和田方面へ八坂神社などを歩きます。

日時 11月22日(火)
10時～11時30分

集合場所 宿毛文教センター 入口

参加費 無料

担当講師 宿毛歴史館職員

申込 不要

問 宿毛歴史館 ☎ 63-5496

第50回 すくも俳句大会

宿毛市内外の俳句愛好者が交流を深める「すくも俳句大会」も回を重ねること50回になります。

記念大会として、中央俳壇で活躍されている藤田直子さんを選者に迎え、次のとおり実施します。

俳句に関心のある方はぜひご参加ください。

日時 11月20日(日) 9時30分～

場所 宿毛文教センター

選者 藤田直子先生(神奈川県川崎市)
「秋麗」主宰

投句 当季雑詠 5句(互選5句)

※投句締切 12時

賞 ●大会賞 3句
●秀逸賞 5句
●佳作賞 10句

会費 1,000円

主催 すくも俳句会・宿毛市教育委員会

問 すくも俳句会 篠田たけし

☎ 63-3001



市営住宅等入居者募集

市営住宅

募集団地 ●小森団地 1戸 3DK

●橋上団地 1戸 3LDK

受付期間 11月9日(水)～22日(火)

※土・日・祝日を除く

西町地域振興住宅

所在地 宿毛市西町4丁目2番20号

間取り 3DK(6帖×2と4帖半×1)

契約方式 定期借家方式

家賃 30,000円

共益費 2,000円

駐車場 1,000円/1台

敷金 90,000円(家賃×3カ月)

受付期間 随時受付

共通

入居資格 条件有り

申込書 都市建設課・小筑紫支所・東部

支所で配布

受付場所 都市建設課

問 都市建設課 ☎ 62-1251

蛍湖まつり 2022

中筋川ダムで、ダム内部のクイズラリーや、災害現場等で活躍するドローンのシミュレーター体験、おいしいもの市等のイベントを開催します。

日時 11月12日(土) 10時～15時

※小雨決行

場所 中筋川ダム

※受付は渡川ダム統合管理事務

所前

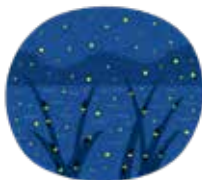
参加費 無料

※詳細はQRコードからご確認ください。

問 ダム活元気ネットワーク(渡川ダム

統合管理事務所管理課) ☎ 66-2501

☎ skr-f7950@mlit.go.jp



おしごとカフェ in 幡多

日時 11月17日(木) 14時～16時

場所 宿毛まちのえき林邸

参加費 無料

定員 先着20名

対象 おおむね55歳以上の方

※要事前申込

問 高知県生涯現役促進地域連携協議会

☎ 088-879-1907

最低賃金改正のお知らせ

10月9日(日)から高知県最低賃金は1時間853円です。

問 高知労働局賃金室 ☎ 088-885-6024

四万十労働基準監督署

☎ 0880-35-3148

ひきこもり支援

高知県にお住まいのひきこもりの方やそのご家族からの相談や支援を行っています。

相談方法 ●電話 ●メール ●来所

※希望者へは、無料で訪問支援も行います。

開所日 火・木・土・日

※祝日・年末年始を除く

受付時間 13時～17時

問 幡多サテライト ☎ 080-8632-9520

☎ Soudan_hata@kochi-piacen.org



踏切事故防止キャンペーン

実施期間 11月1日(火)～10日(木)

実施機関 踏切事故防止推進協議会

【スローガン】

きけんです むりなおうだん いのちとり

問 踏切事故防止推進協議会事務局

☎ 087-802-6762



宝くじの助成金で整備

問 企画課 ☎ 62-1256



一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用して高砂地区が集会所や祭りで使用する備品の整備を行いました。同事業は、全国自治宝くじの社会貢献広報と、地域のコミュニティ活動の充実・強化を目的に助成されているものです。

これにより、さらなる地区住民のコミュニティ活動の推進が期待されます。



イベント

すくも マルシェ

宿毛!! ワクワクたいけんひろば!

子どもだけでなく高齢者や障害者など誰もが垣根なくすごせる居場所づくりを目指しています。

11月12日(土) 光る泥だんご教室

日時 11月12日(土) 10時~12時

内容 宿毛工業高校の池内孝栄先生が光る泥だんごの作り方を教えてください。

講師 池内 孝栄 先生

参加費 500円

11月19日(土) ミニマジックショー

日時 11月19日(土) 10時~12時

内容 謎のマジシャンあっちゃんが楽しいマジックを披露してくれます。

講師 マジシャンのあっちゃん

参加費 無料

対象 小・中学生とその保護者 申込 事前申込制 場所 正和児童館

主催 宿毛市

※皆さんに安心して参加していただけるよう、マスクの着用、手指の消毒などの新型コロナウイルス感染予防対策をしっかりと行ったうえで開催します。皆さんのご協力をお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむを得ず内容を変更または中止とすることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

LINEでの
申込みも
受け付けます。



問 (特非) じんけんネットすくも ☎ 090-9710-3321 (土・日・祝日を除く 9時~17時)

11月12日(土) 13日(日) 寒蘭の里とさ宿毛展示大会

今年も、寒蘭愛好家が1年間丹精を込めて育てた寒蘭が全国から出品されます。優雅で気品高く上品な香りの寒蘭を観賞しにぜひお越しください。また、自然石や山野草の展示と寒蘭の販売も行います。

日時 11月12日(土) 12時~17時

11月13日(日) 8時30分~15時

場所 宿毛市和田体育館

主催 寒蘭の里とさ宿毛展示大会実行委員会

共催 宿毛市・土佐愛蘭会宿毛支部・

宿毛愛石玉水会

問 商工観光課 ☎ 62-1242



11月19日(土) しげちゃんち ~障害のある子どもとその家族みんなで楽しもう~

障害のある子どもやそのきょうだい児が、遊びを通して様々な体験や交流ができ、障害のある子を持つ保護者同士も情報交換や相談し合える場所を目指しています。

日時 11月19日(土) 14時~15時30分

内容 人形劇を楽しもう

講師 岩瀬 みどりさん 山戸 たつみさん

対象 18歳未満の障害のある子どもやそのきょうだい児・保護者

参加費 無料 申込 申込制(定員20名程度)

場所 正和隣保館

主催 (特非) じんけんネットすくも 後援 宿毛市

※新型コロナウイルス感染防止対策として、マスクの着用、手指の消毒などのご協力をお願いします。

※子どもだけの参加はできません。

問 手代岡児童館 ☎ 66-0756

(土・日・祝日を除く 9時~17時)



みんなの 家 おうち

心も体もホッとできるあたたかい、安心安全な第3の居場所を提供する事業、イベントを行っています。開催予定は次のとおりです。

日時 毎週火・木曜日 13時～18時

※11月3日、11月29日はお休み

場所 みんなの家 おうち (中央1丁目1-30)

内容 【子どもから大人までの居場所】

赤ちゃん連れや地域の方など誰でも利用できます。スタッフと一緒に物づくりを楽しみませんか？宿題したり、遊んだり、お友達と一緒にどうぞ！

参加費 無料

主催 NPO 法人ゆめ・スマイル

後援 宿毛市

問 ゆめ・スマイル ☎ 090-4780-5706

11月30日(水) 水曜スマイルサロン

おじゃみで遊ぼう、みんなでつくろう(多肉植物)、ほっこりティータイム、ボランティア「玉手箱」の皆さんによる踊りもみられます。

日時 11月30日(水) 10時～12時

場所 みんなの家 おうち (中央1丁目1-30)

参加費 200円 ※材料費等で金額が変わる場合もあります。

主催 NPO 法人ゆめ・スマイル

後援 宿毛市

問 大井田病院 コミュニティーナース 中野
☎ 63-1740

11月27日(日) 第4回 さくらの里 すくも音楽祭 ちむどんどん～沖縄の風コンサート～

日時 11月27日(日)

開場:13時 開演:14時

場所 宿毛文教センター

演奏者 比嘉 紗里衣(三線・歌)

早藤 寿美子(ドラム・パーカッション)

愼 英順(ピアノ・キーボード)

曲目 涙そうそう

花(手話バージョン)

島人ぬ宝 他

11月12日(土) ゆめ・スマイルイベント お寺こども会

清宝寺 本堂にてこども会を開催します。お寺のおしろうさんが、輪投げや宝探しなど色々な遊びを考えてくれています。

日時 11月12日(土) 10時～12時

場所 清宝寺 本堂 **参加費** 無料

※新型コロナウイルス感染拡大状況により、中止となる場合があります。

主催 NPO 法人ゆめ・スマイル

後援 宿毛市

問 ゆめ・スマイル ☎ 090-4780-5706

問い合わせ&申し込み



11月12日(土) こども食堂 ゆめ

日時 11月12日(土) 12時～

場所 みんなの家 おうち (中央1丁目1-30)

内容 手作りのおいしいランチを用意しています。

【11月のメニュー】

- ちらし寿司&豆ごはん ● おでん ● コロッケ
- サラダ ● バナナケーキ ● みかん

※いただいた食材などを使用します。メニューを変更する場合もありますので、ご了承ください。

※アレルギー対策はしていません。

主催 NPO 法人ゆめ・スマイル(こども食堂ゆめ)

後援 宿毛市

問 こども食堂ゆめ ☎ 090-5146-7529



入場料 大人 1,500円
18歳以下 500円

【チケット販売】

さくらの里 すくも音楽祭実行委員会・南海楽器・ハマダ楽器

主催 さくらの里 すくも音楽祭実行委員会

後援 宿毛市・宿毛市教育委員会

問 さくらの里 すくも音楽祭実行委員会
代表 石崎 友隆 ☎ 080-5453-0279

読書週間「この一冊に、ありがとう」

問 坂本図書館 ☎ 63-2654

10月27日(木)～11月9日(水)の2週間は第76回読書週間です。今回の標語は「この一冊に、ありがとう」です。読書週間に合わせ、坂本図書館では企画展示や読書クイズを行っていますので、ぜひお立ち寄りください。

期間 10月29日(土)～11月24日(木)

図書館読書クイズ

図書館内の書籍を使っての読書クイズ。全問正解者には抽選で賞品をプレゼントします。回答用紙と回収ボックスは図書館内に置いています。

対象者 小・中学生

図書企画展示

11月は「旅行気分を味わいたい」、「グルメ本大集合」、「最近の受賞作を楽しもう(芥川賞・直木賞・本屋大賞)」の3つのコーナーを用意し、図書を展示します。



坂本図書館新刊だより

問 坂本図書館 ☎ 63-2654

(内容紹介は、(株)図書館流通センター TRC MARC より)

●ねずみさんのパンツ



tupera tupera 作
ブロンズ新社
パンツをなくしてしまったねずみさんは、しろくまさんと一緒にパンツを探します。どんぐりマークのチェックのパンツ、ビリビリ破れたパンツなど、穴の開いたページからいろいろなパンツが現れますが…。型抜きしかけえほん。

●ガリレオの事件簿

東野 圭吾 著/うめ 画
文藝春秋

●こどもに聞かせる一日一話

福音館書店「母の友」編集部 編
福音館書店

●パンドロぼうのせかいいちおいしいパンレシピ

吉永 麻衣子 料理/柴田 ケイコ 原作
KADOKAWA



人気絵本「パンドロぼう」シリーズに登場するパンのレシピ本。パンドロぼうのしょくパンをはじめ、ぼうしパン、めがねパンといったおやつパンや、ぱんだパンなど動物パンの作り方を写真と共に紹介します。ジャムの作り方も掲載。

●71歳、年金額5万円、あるもので工夫する楽しい節約生活

紫苑 著
大和書房

●一千億のif

斉藤 詠一 著
祥伝社

お誕生おめでとう (令和4年9月受付分)

住所	赤ちゃん	保護者
平田町東平1丁目 樺	にしおか 西岡 夢羽 もり 森 智花	ことは ことば 拓海 昌雄

ご冥福をお祈りします (令和4年9月受付分)

住所	氏名	享年
中央7丁目	田中 文代	88
貝塚	谷坂 輝子	94
小筑紫町小筑紫	濱田 猛司	90
平田町戸内	新谷 安子	93
貝塚	西村 義一	93
小筑紫町内外ノ浦	井上 秀夫	87
中央6丁目	宮野 設子	95
萩原	田村 進一	75
中央7丁目	萩本 守	62

住所	氏名	享年
坂ノ下	都築 一夫	88
中央3丁目	室山 英子	86
小筑紫町小筑紫	大田 武一	103
二ノ宮	平岡 資朗	77
小筑紫町伊与野	佐々木 たつ子	88

*本コーナーの記事は、家族などからの申し込みにより掲載しています。(敬称略)

問 市民課 ☎ 62-1233

すくも 市議会だより

第113号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

令和4年第3回定例会は、9月6日に開会し、17日間の会期で9月22日に閉会しました。

市長から提出された議案は、「令和3年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計」の決算認定議案13件、「令和4年度一般会計補正予算」など予算議案8件、「宿毛市交流複合施設の設置及び管理に関する条例の制定」など条例議案6件、「宿毛市過疎地域持続的発展計画の策定」などその他の議案6件の合計33議案で、審議の結果、閉会中の継続審査となった決算認定議案13件を除いて、いずれも原案どおり可決されました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計（議案第14号）

今回の補正予算は、総額で7億4371万8千円が増額され、累計で144億7909万7千円となりました。

（歳出の主なもの）

- レンタサイクル施設整備費補助金 581万7千円
- 新型コロナウイルス感染症対応土佐くろしお鉄道運行補助金 1235万7千円

第3回（9月）定例会日程

9月6日（火）	本会議	開会、議案上程、提案理由の説明
7日（水）	休会	議案等精査
8日（木）	休会	議案等精査
9日（金）	休会	議案等精査
10日（土）	休日	
11日（日）	休日	
12日（月）	本会議	一般質問
13日（火）	本会議	一般質問
14日（水）	本会議	議案質疑
15日（木）	休会	委員会審査
16日（金）	休会	委員会審査
17日（土）	休日	
18日（日）	休日	
19日（月）	休日	
20日（火）	休日	
21日（水）	休会	委員会審査
22日（木）	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会

- 地域独自の観光資源を活用した地域の看板商品創出事業委託料 700万円
- ワクチン接種医療従事者報償費 343万2千円
- 有害鳥獣対策報償費 500万円
- 国民宿舎椰子排水施設修繕工事費 1346万8千円
- 市内小中学校トイレ洋式化工事費 5842万1千円
- 宿毛市立中学校部活動検討委員報償費 10万8千円

条例

とから廃止するため本条例の一部を改正するものです。

◎議案第22号「宿毛市交流複合施設の設置及び管理に関する条例」及び議案第23号「宿毛市いきいきふれあいセンターの設置及び管理に関する条例」

桜町にある旧市役所庁舎を改修し、新たに「中央支所」を配置するとともに、現在、高砂にある「あつたかふれあいセンターすくも」と長田町にある「すくもいきいきサロン」を統合した「宿毛市いきいきふれあいセンター」や住民の皆さんに利用いただける「会議室」などを備えた「宿毛市交流複合施設さくら」の設置及び管理に関する条例を地方自治法第244条の2第1項に基づき制定するものです。

◎議案第26号「宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」
和田体育館にある卓球台を回数券によって利用できるようにするため、また、現在、使用されていない「宿毛市栄喜体育館」について、今後も利用が見込めないこ

◎議案第27号「宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例」

宿毛市総合運動公園におけるトレーニング室、シャワー、トラック・フィールドについて、回数券で利用できるようにするため本条例の一部を改正するものです。

その他

◎議案第28号「宿毛市過疎地域持続的発展計画の策定について」

令和2年に実施された国勢調査の結果、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第2条の規定により、本年4月1日付で宿毛市全域が過疎地域として公示されたことにより、本市の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「宿毛市過疎地域持続的発展計画」を策定するにあたり、同法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

◎議案第29号及び議案第30号「市道路線の認定について」

市道「雁ヶ池1号線」及び「雁ヶ池2号線」の2路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき道路の路線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

◎議案第31号から議案第33号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」

沖の島辺地、北部辺地、南部辺地における公共的施設の整備を実施するにあたり、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政法」第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものです。



提出された議案

議案番号	件名	議決結果
第1号	令和3年度宿毛市一般会計及び各特別会計(国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、国民宿舎運営事業、幡多西部介護認定審査会、介護保険事業、土地区画整理事業、後期高齢者医療)の決算認定並びに水道事業会計の決算認定について	継続審査
第13号 第14号	令和4年度宿毛市一般会計及び各特別会計(国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、学校給食事業、下水道事業、介護保険事業、後期高齢者医療)の補正予算について	原案可決
第21号 第22号	宿毛市交流複合施設の設置及び管理に関する条例について	原案可決
第23号	宿毛市いきいきふれあいセンターの設置及び管理に関する条例について	原案可決
第24号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第25号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第26号	宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第27号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決
第28号	宿毛市過疎地域持続的発展計画の策定について	原案可決
第29号	市道路線の認定について	原案可決
第30号	市道路線の認定について	原案可決
第31号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
第32号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
第33号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決

一

般

質

問

市政のそこが聞きたい!!

第3回(9月)定例会の一般質問は、12日、13日の2日間に8人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



三木 健正 議員

インボイス制度導入による宿毛市への影響と支援について

問 2019年10月に消費税が10%に引き上げられた際の市内事業者への影響について、どのように考察をされているのか問う。

答 軽減税率への対応など事業者はレジスターや会計システムの買い替えや事務処理が煩雑になるなど、負担が重くなったと推察している。

問 インボイス制度導入に対

する市内事業者への影響について所見を問う。

答 年間の売上が1000万円以下の免税事業者にとつては、インボイス発行事業者に登録して課税事業者になるのか、判断が迫られる状況になっている。6年間の経過措置が設けられているが、事務処理変更など、インボイス制度の導入による影響はかなり大きいと考えている。

問 登録申請の支援やインボイス制度に関する問い合わせへの対応について問う。

答 制度の概要や登録申請のスケジュール等を説明させていただくほか、制度に関する詳細な問い合わせについては、国税庁の軽減インボイスコールセンターをご案内する。また、登録申請については中村税務署をご案内する。

問 IT導入補助金などの活用やサポート及び周知について問う。

答 令和4年度、経済産業省では、小規模事業者持続化補助金にインボイス枠が新設された。また、事業者がITツールを導入する際の経費の一部を補助するIT導入補助金がある。事業者に対するこれら助成制度の周知に努める。

各種申請については、関係機関と連携を密にしながら、事業者の補助申請のサポートを行っていく。

移住・定住促進事業とダブル成人式(40歳)実施について

問 現在、実施されているUターン促進に関する事業について問う。

答 昨年度は学生応援宿毛ふるさと便事業を実施。

本年度は、宿毛市Uターン促進奨学金返還支援助成金を新設し、若年層のUターン及び定住を支援する取り組みを行っている。

問 Uターンのきっかけづく

りとして40歳のダブル成人式(仮称)実施の提案について所見を問う。

答 ダブル成人式の実施により、久しぶりに宿毛に返ってきていただき、改めて宿毛の魅力を感じていただくことは、大変意義のあることであり、また、地域経済活性化等への波及効果も期待できると思う。ダブル成人式の開催にあたっては、実施に向けた体制づくりや対象者への周知方法、そして事業効果の検証など、課題や協議事項はあるが、来年度の開催に向けて、しっかりと検討を進めていきたいと考えている。



山戸 寛 議員

地方公務員の定年延長について

問 来年の4月にはその第一段階が始まる定年延長の計画の全体像について問う。

問 令和5年度から2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度には65歳まで引き上げられる計画となっている。

問 定年の延長に伴う変化について問う。

答 1点目は役職定年制の導入であり、管理監督職務上限年齢は原則60歳とすること。2点目は定年引上げ後60歳を超える職員の給料月額を7割とする措置。3点目は定年前再任用短時間勤務制の導入。4点目は情報提供意思確認制度の新設で、61歳を迎える年度以降における勤務意志の確認に努めることが示されている。

問 60歳以降は本人の意思に合わせた勤務形態の選択ができるということなのか問う。

答 61歳を迎える年度以降の任用スケジュールや手続きを工夫することにより、短時間勤務またはフルタイムのいずれかが確保されるよう検討することが求められている。

問 令和13年度に65歳定年が完成するまでの9年間、職員

は65歳に到達するまでにそれぞれ4年、3年、2年、1年という形で期間が残るようになる。この間の扱いについて問う。

答 65歳になるまでに定年を迎えた方は暫定再任用制度により任用できることになる。

問 暫定再任用と定年前再任用の相違について問う。

答 両制度とも現行の再任用制度を基本とし、給料や各種手当、年休等は同様であることが示されている。

問 定年延長に伴って発生することが想定される人員配置の問題について問う。

答 職員の定数算定について、60歳を超える常勤職員、常勤の再任用職員は定数条例の対象となり、再任用短時間勤務職員は対象とならないが、定年前再任用短時間勤務職員と同様に、常勤と区別して別途管理する必要がある。新規採用職員の確保に当たっては、中長期的な観点から適正な定数管理に努めていきたい。

問 定年延長に伴う人員の増

加分と会計年度任用職員の競合の可能性について問う。

答 新規採用への影響と同時に、現行の会計年度任用職員の採用数に関しても、一定の影響が出ることは想定される。他方、現行の社会情勢から、デジタルトランスフォーメーションの導入や職員数の減員など、今後、自治体の職員数は大きく変わる可能性がある。会計年度任用職員の雇用についても、今後どこまで影響が出るのかは見通しが立たないが、制度導入後も状況を見極めながら、適正な職員配置に努めていきたい。



野々下 昌文 議員

ヤングケアラーの実態について

問 本市では、ヤングケアラーの実態把握はできているのか問う。

答 独自の実態調査はできていない。ヤングケアラーに関する調査や支援については、国による財政支援がなされており、今後も県の取り組みと並行して、本市の状況に応じた必要な支援を検討していく。また、子供たちが実際どういう状況なのか関係機関と連携を取りながら調べていく。

問 ヤングケアラーの理解促進への周知啓発、相談窓口について問う。

答 県が実施したアンケート調査も中高生と保護者が認識する機会になったのではないかと。県の啓発CMも放送されているが、今後も様々な媒体を活用し、ヤングケアラーに対する理解が広がり適切な支援が届くように県とも連携し、周知啓発に努める。なお、本市の相談窓口は、福祉事務所子育て推進係となる。

非常備消防について

問 再編計画による改善の目的、要する期間について問う。

答 本計画書では、再編に向けて、消防団詰所の新築・移

転・集約化、消防団員定数の見直し、年額報酬の改善及び出勤報酬の整備などの5つの項目を軸として、概ね10年かけて行う予定であるが、早期に実施が可能なものについては、迅速に取り組み、改善を図っていく。

問 消防団員の現状について問う。

答 人口減少や高齢化に伴い、団員の確保が困難になりつつあり、団員の年齢構成も上昇するなど多くの課題が生じている。団員数は、10年前と比較すると87名減少し、定数に対する充足率は83%である。

問 若い団員の確保について課題を問う。

答 消防団の活動が具体的に分からない・関心自体がない若者が増えていると思われる。また、活動に見合った報酬が得られない等が考えられる。

問 本市の出勤報酬、年額報酬について問う。

答 国の基準額は、災害時の出勤報酬が8000円。団員階級にある者の年額報酬は3

万6500円となっており、本市は国の基準額を下回っている。再編を進める中で早急に見直していく。

問 出勤報酬、年額報酬の直接支払いについて問う。

答 現在、消防団への各種出勤手当・年額報酬は、直接団員個人ではなく本人から委任をいただき、分団や各部を通じて行っている。国の支給方法は、市町村が消防団員に対して直節支給することが基本となっている。これを受けて、直接支給に向けて幹部団員とも協議を重ね、前向きに進めている。今後、消防団独自の活動を行なっていく上での必要経費の支援についても、直接支給と並行して検討していく。



今城 隆 議員

30年後の宿毛市の姿について

問 30年後の人口予測は。

答 9800人ほどと推計される。

問 高齢化率は60%、農林水産、医療、福祉、公務員が軸になると予測されるが、今後の街づくりを聞く。

答 適正規模の地域経済と地域社会、魅力ある農林水産業など、豊富な資源を活かした活気ある住みやすい街にしなければならぬ。南海トラフ地震をどう捉えて街づくりするか、人口減少に歯止めをかける施策となる。

問 出生数増加策を聞く。

答 国の保育無償化制度に加え、多子世帯の保育料軽減及び副食費無償化、一般不妊治療費助成、そして医療費助成を18歳に拡充するなど市独自の事業に成果を感じている。また、全妊婦への面談、子育て悩み相談、戸別訪問など切れ目のない支援で子育てに優しい街づくりを進めたい。

問 子育てしたい宿毛市像について市職員で自由に語る場があれば、女性のアイデアが

施策に活かせるのではないか。

答 自由討議の場は有効であり検討したい。

問 長期展望に立つ農林水産業施策を聞く。

答 担い手不足が加速しており、移住も含めて新規参入や後継者の確保に努めている。

問 持続可能で小規模事業者も安心してやっていける施策は。

答 小規模林業総合支援事業や経営所得安定対策事業に取り組んでいる。給食で地域食材を使い、外商はブランド化で生産者の収入につながっている。地産地消・外商ともに進めていきたい。

問 肥料・燃料高騰、インボイスにより小規模事業者の廃業を心配するが。

答 国と事業者で積立し、燃料・飼料の高騰に補填金が支払われるなどのセーフティネット構築事業や肥料価格高騰対策事業を活用して欲しい。市独自策も検討中である。

問 住民と農家が連携し、半年や1年単位で前払い予約し、週1回程度決められた場所です野菜などを受け取る取り組みがある。農家は注文に合わせた生産で収入は安定し、消費者は安全・新鮮な作物でリピーターも増える。経営安定で担い手も増え、地域再生の好循環が生まれる。直に消費者に渡せばインボイスも要らず、免税農家には最適である。このような仕組みづくりは過疎債を活用できないか。

答 過疎債の他、有利な財源活用による事業実施ができるかも含め検討したい。

問 ゼロカーボン達成、再生可能エネルギー活用の見通しは。

答 自転車の活用、コミュニティバスの利用促進、電気自動車化、公共・民間の太陽光発電設置などにより達成できる。木質バイオマス発電は今後も稼働していくと考えている。



答 災害時や緊急時には船長の判断で着岸場所を変更する事は可能ではあるが、災害などが想定されていない状況に



堀 景 議員

母島港定期寄港について

問 母島港に土砂が堆積し、市営定期船が寄港できない事態が相次いだ。撤去作業はいつ頃になるのか。工事計画について問う。

答 土砂撤去は本年11月から令和5年3月にかけて行う予定であり、島民の生活の柱である離島航路の維持を第一に考え、今後も定期的な調査・点検状況に応じた撤去作業を県へ依頼していく。

問 土砂が堆積して寄港できなかった際、島民への支障が出ないようにするため、新岸壁への年間を通しての着岸許可はできないのか問う。

において、恒常的に新岸壁を予備とする国への認可については困難である。

妹背山(いへびさん)

問 妹背山は四国百名山の一つにもなっているが、山頂の展望台は老朽化していて立入禁止になっている。市は建替えについてどのように考えているのか問う。

答 平成20年度に展望台を設置してから10年以上が経過し、必要な補強や修繕等を行い施設の維持などをしてきたが、今後は沖の島観光協会など国民の意見も伺いながら修繕の可否について検討を行う。

問 妹背山展望台周辺の樹木の伐採は、足摺宇和海国立公園にも指定されているため、簡単には伐採できないと考えるが、どのようになっているのか問う。

答 公園の種々区分としては第3種特別地域に分類され、木竹の伐採に関しては「風致景観に著しい支障を及ぼす場合以外は制限なし」とされている。計画の届出を宿毛市に

事前に提出し、伐採が完了した後、森林の状況報告を行うことで、樹木の伐採は可能となっている。

長浜老人憩いの家について

問 長浜老人憩いの家(旧長浜小学校)は、壁が落ちたり、天井が抜けたり、余りにも危険な建物を公共の場として利用しているが、取り壊しの考えがあるか問う。

答 昭和41年に登記された建物で老朽化が進んでおり、施設の除却の必要性を認識しているが、周囲に住家等が少なく、直接的な危険性が低いことから早急な対応が出来ていない。

問 校舎を取壊し、跡地に介護施設や避難所を設ける考えはないか問う。

答 介護施設整備には市全体を1圏域と設定しているため地区を指定して整備することはできないが、避難所については市が避難所を開設する沖の島開発総合センターのように、外部との連絡や支援が受

けられる場所へ移動することが重要で、早めの行動を心掛けていただきたい。



濱田 陸紀 議員

宿毛橋の改修について

問 市街地(坂の下)に架かる宿毛橋の調査、補強工事について問う。

答 宿毛橋は、松田川にかかる橋長228.2メートル、標準幅員3.05メートル、完成時期が昭和6年3月の橋梁である。

市道に架設されている橋梁については、平成26年度以降、5年以内の1回の頻度で、専門業者による近接目視点検を実施しており、宿毛橋については、直近では令和2年度に点検を実施している。

点検結果は、判定区分1から4で分類することとなり、1が健全な状態で、判定区分の数値が大きくなるに

つれて、健全度が低いことを表すが、宿毛橋の令和2年度の点検結果は、判定区分3であり、早期に措置を講ずべき状態となっている。この点検結果を受け、今年度から来年度にかけて、補修工事を実施する予定としている。

市内飲食店等の家賃補助について

問 コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営状況が続く飲食店等への家賃補助について問う。

答 新型コロナウイルス感染症が続く中、原油価格や原材料の高騰により、市内事業者の皆さんが置かれている状況は、ますます厳しいものであると認識をしている。

また、エネルギー価格や原材料の高騰は、物価の上昇を招き、市内事業者のみならず、市民の皆さんの家計をも圧迫しており、本市としても強く危機感を抱いている。

このような状況を踏まえ、本市においては、市民の皆さんや事業者の皆さんの負担の軽減を図ると共に市内経済の活性化を図ることを目的とし

て、市民の皆さん全てを対象とした宿毛市地域振興券事業を実施している。

国においても、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が策定をされ、事業者に対するセーフティーネット補償による金融支援など、様々な支援がなされている。

ただ、コロナ禍に加え、ウクライナ危機に端を発した原材料や物価の高騰は、依然として収束の気配を見せておらず、国や高知県においても、追加的な対策が検討されている状況下である。

本市としても、国や県の対策を見極める中で、必要となる支援策の実施を検討し、国や県にも実状をしっかりと訴えていく。



岡崎 利久 議員

防災について

問 街区(桜町、萩原、松田町、中央、南沖須賀)の2454名

を対象)の住民が、中長期的に避難できる指定避難所について問う。

答 南海トラフ地震が発生し、最大クラスの津波が甚大な被害をもたらした場合の街区における長期的な避難所は、長期浸水等により、交通の断絶が想定されない津波浸水区域外の避難所となるので、和田地区、橋上地区、山奈地区、平田地区等の避難所を想定している。

問 指定避難所に収容できる人数と収容できない人数について問う。

答 宿毛市の津波浸水区域外における指定避難所の収容可能人数は、4813人となっている。また、高知県が平成25年に発表した南海トラフ巨大地震による被害想定概要における発災から1週間後の全避難者数が最大となるケースをもとに、直近の人口から算出した宿毛市の避難所避難者数は、9470人となるので、4657人分の避難所が不足する想定となっている。

問 指定避難所に収容できない避難者について問う。

答 4657人の避難者については、幡多圏域の近隣市町村に受入れを要請して、受入避難先市町村の避難所に避難していただくこととしている。これに係る幡多圏域における広域避難に関する協定を平成31年に四万十市、土佐清水市、大月町、黒潮町、三原村と締結しており、適宜、担当者による勉強会も開催して、課題についての情報共有を行っている。

問 仮設住宅の建設場所について問う。

答 平成29年3月に策定した宿毛市応急機能配置計画において、応急仮設住宅の建設用地の適正評価を行っており、公園や大規模駐車場、小中学校のグラウンド等を使用する計画としている。

なお、建設用地の全てを公有地で確保することはできないので、新たな建設用地の整備や民有地の借上げ等が必要だと考えている。

問 福祉避難所について問う。

答 現在、要配慮者の受入態勢については、まずは、一番近い一般避難所へ避難をして、

そこから体の状態に応じて、一般避難所内の福祉避難スペースや福祉避難所へ移動していただくこととしている。昨年度に改定された福祉避難所の確保、運営ガイドラインでは、事前に受入対象者の調整を行い、日頃から利用している施設へ直接避難できる内容が盛り込まれたので、本市としても、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえながら、受入態勢を検討していきたいと考えている。



川田 栄子 議員

新型コロナウイルスの現状と認識について

問 2月18日時点でファイザー社、心筋炎死亡者29人。モデルナ社の死亡者は72人。10代、20代の男性の場合、接種後に心筋炎・心膜炎のリスクがあるとされる。その周知について問う。

答 モデルナ社のワクチン接種後の報告が多い状況にあり、接種券送付時に心筋炎等についての記載やライン予約接種ページなどでも周知を図っている。なお、12歳未満への接種は、ファイザー社のワクチンのみとなっている。

問 心筋炎・心膜炎の症状について問う。

答 胸の痛み・動機・息切れ・むくみなどである。

5〜11歳の接種の努力義務について

問 義務化された要因について問う。

答 オミクロン株に対する有効性・安全性のデータの蓄積、厚生科学審議会の審議を経て、努力義務が適用となっている。

問 努力の意味を問う。

答 接種に努めなければならぬという予防接種法第9条の規定が適用されており、接種は義務や強制ではない。

問 努力義務について保護者

の反応を問う。

答 現時点では保護者から意見や質問等は入っていない。

問 全国有志医師の会からの小児へのワクチン接種中止の要望書について、その内容を問う。

答 子供への接種中止を求めらるものでワクチンの危険性について8つの指摘事項を掲げるとともに、小児ワクチン接種の即時中止、副反応等の情報の周知徹底、接種現場での医師による適正な説明を主導する事、接種券の一律送付の中止の4つの事項を強く求める内容となっている。

治験中の周知について

問 接種は慎重に考えるべき理由の一つとして、このワクチンは特例承認を受けているが臨床試験終了は23年5月までである。現在も治験中であることの周知について問う。

答 一部で臨床試験が継続されているがその目的はより長期に有効性や安全性が認められるかについて行っているも

ので、薬事承認に必要な治験は完了していると認識しており、治験中であるとの周知は必要ないと考える。

当市の接種状況について

問 回数別の接種状況を問う。

答 3回目接種率71・8%。4回目接種率34・8%。

問 年代別を問う。

答 9月5日時点での20～29歳の3回目接種率59%。12～19歳3回目接種率46・3%。5～11歳の2回目接種率26・4%。

問 6か月児～4歳児接種をアメリカが決定した。日本の状況について聞く。

答 ファイザー社が7月14日、薬事申請を行なった。厚労省からは、乳幼児の接種を行うことになった場合の対応などについての事務連絡が届いている。

▼ 請願・陳情 ▲

皆さんから提出された請願・陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

なお、請願第6号については、本会議において、委員長報告が否決され、請願自体を採決の結果、不採択となりました。

番号	件名	議決結果
請願 第5号	全戸傾聴可能な行政・防災・コミュニティ無線の設置について	不採択
第6号	花ちゃんバス運行に関する請願書	不採択
陳情 第14号	消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書採択を求める陳情書	不採択
第15号	市民が喜ぶ公園整備を求める陳情書	採択

なお、委員長の審査報告は以下のとおりです。

請願第5号について

審査の過程で委員からは、「情報が伝わっていないという現実があり、そのため請願として出ている。請願者の地区だけの問題ではなく行政としての対応の問題にも関わってくる。調査だけでも検討す

るべきである」、また、「まずは調査し、その構築について検討するべきである」といった賛成意見が出されました。一方で、「請願者が言われていることは分かるが、他の難聴地域全域に行政として、コミュニティ無線を設置していかなければいけない状態になるのではないかと考えるので、採択ということにはならないのではないか」との反

対意見も出されました。

このような審議を踏まえて採決した結果、可否同数となり、委員長採決により不採択と決しましたが、「市内全域のカバーエリアの再確認と今後においても、より多くの市民に情報が伝達できる放送設備の構築を模索すべきである。また、行政・防災・コミュニティ放送の一元化も含めて検討していくべきである」という意見が各委員から出されています。

請願第6号について

審査の過程で委員からは、「買い物へ行くのにも苦労している住民の移動手段を確保するための交通網の必要性を調査するべきである」といった賛成意見が出されました。一方で、「請願に書いてい

るとおり、はなちゃんバスの路線網を構築することが今回の主眼である。担当課に聞き取りした際には希望調査を行うと言っており、地元と担当課が話し合いをするなかで、どうしても話が進まない場合に議会として意見する時がくるのではないかと、また、請願者との質疑を踏まえて、「NPO法人が行っている事業を

市が後押ししてくれるのであれば、はなちゃんバスにはこだわっていないといった意見もあったので、今回の請願は不採択でいいのではないかとといった反対意見が出されました。

このような審議を踏まえて採決した結果、賛成多数で採択と決しました。

陳情第14号について

本陳情は、令和5年10月から導入されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求めるものです。

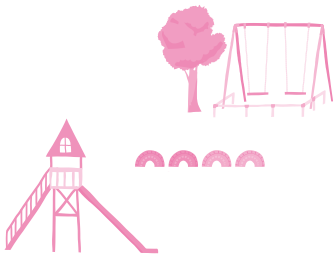
審査の過程で、委員から「令和5年10月導入にあたり、事業者の「適格請求書」発行等の実務的負担が増大することは理解できるが、導入までの準備期間が設けられている」また、「導入後3年間は、適格請求書でなくても80%、さらに3年間は50%が控除可能な経過措置が取られており、制度導入後から完全実施まで6年の期間がある。仮に延期をしたとしても、具体的な解決策が出なければ、単なる先延ばしに過ぎず賛同できない」といった意見や「納税に関する公平性を保つ意味でもこの制度は必要である」といった

意見がありました。
このような審議を踏まえて採択した結果、全会一致で不採択と決しました。

陳情第15号について

本陳情は、地域の宝である子供たちの健全育成を図るために、これまで以上に公園の整備充実を求めるものです。

審査の過程で委員から、西南大規模公園などのような大規模な公園は、多額の予算が伴うため難しいが、陳情者より、これまで以上の公園の整備充実とは、今ある公園へ少しずつ遊具を増やしたり、年齢によって遊ぶエリアを分けるなど、魅力ある公園として充実してもらいたいという陳述も踏まえ、採択した結果、全会一致で採択すべきものと決しました。



各議員の議案等に対する意思表示の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

議席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
氏名	今城隆	堀景	三木健正	川田栄子	川村三千代	欠員	高倉真弓	山上庄一	山戸寛	岡崎利久	野々下昌文	松浦英夫	寺田公一	濱田陸紀	議決結果
請願第5号	○	×	×	○	×		×	×	×	×	×	○	議長	○	不採択
請願第6号	○	×	×	○	×		×	○	×	×	×	○	議長	○	不採択
陳情第14号	○	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	議長	×	不採択

【○：賛成 ×：反対】

● 議会用語Q & A

Q 採択・不採択。

A 請願、陳情の内容について、願意が妥当であり、法令上、行財政上実現性もあるような場合に、議会としてこれに賛同する場合に「採択」する方法により意思決定をします。一方で請願・陳情の内容が宿毛市の事務に無関係のものであったり、市議会の権限外のものであった場合や願意に賛成できない、実現の可能性がないといった場合は、「不採択」にする方法で意思決定をします。

★ 会議録の閲覧を★

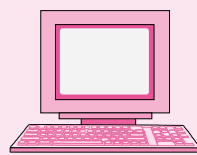
市議会たよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。詳しくは「会議録」をご覧ください。

9月定例会の会議録は12月上旬にできる予定です。

市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市議会ホームページでご覧になれます。

議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



〽 編集後記 〽

新庁舎の機能性の高さは議会運営の効率化にも役立っています。今後、警察署や土木事務所なども順次高台に移転する予定です。

▼災害に強い街づくりとは言い、街の変化に戸惑う声も聞きます。

▼旧庁舎はこの12月、中央支所・いきいきふれあいセンター・多目的室等を含む複合施設としてリニューアルオープンします。市民の交流や支え合いの新たな拠点になると期待しています。

▼9月議会に寄せられた請願や陳情は、防災無線難聴地域への対応、はなちゃんバス路線の再構築、子どもたちのための公園整備など、その審議は採決の可否にかかわらず、いずれも街づくりの重要な課題であることを確認しました。

▼より良い市政実現のために、今後とも皆様の声を議会にお届け下さい。

今城隆

〽 編集委員会 〽

- 委員長 三木 健正
- 副委員長 今城 隆
- 委員 堀 景
- 委員 岡崎 利久
- 委員 松浦 英夫

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

問 福祉事務所
☎62-1240

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を支給します。

対象世帯 9月30日時点で宿毛市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度住民税が非課税の世帯



※ただし、住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は対象外です。

※すでに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円）を受給した世帯も支給対象となります（要件を満たさない場合を除く）。

申請方法

●世帯の全ての方が、令和3年中の収入に係る住民税の申告が済んでいる場合

宿毛市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きますので、中身を確認して返信してください。

申請期限 令和5年1月31日（火）

●世帯の中に、令和3年中の収入に係る住民税の申告が済んでいない方がいる場合

給付金を受け取るには**住民税の申告と給付金の申請が必要**ですので、税務課にて住民税の申告を済ませたあと、申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に福祉事務所の窓口に、直接または郵送でご提出ください。

- 添付書類**
- 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）の写し
 - 申請者の受取口座確認書類（通帳、キャッシュカードなど）の写し

申請期限 令和5年1月31日（火）

なお、令和4年1月以降に予期せず家計が急変した世帯に対して同様の給付金制度を実施しますが、これについては令和4年12月1日の申請受付を予定しており、詳細については広報すくも12月号に掲載予定です。

セルフメディケーション

問 市民課 ☎62-1233
税務課 ☎62-1238

「セルフメディケーション」とは、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることです。軽度な不調であれば、OTC医薬品（市販薬）で治まるかもしれません。

OTC医薬品

OTC医薬品とは、英語の「Over The Counter（オーバー・ザ・カウンター）」の略で、薬局やドラッグストアなどで処方箋なしに購入できる医薬品のことをいいます。

OTC医薬品は、いろいろな疾病や症状の改善に効果を発揮し、軽い症状の緩和に活用できます。自分の健康は自分で守る「セルフメディケーション」のために、OTC医薬品を上手に使いましょう。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

通常の医療費控除は、1年間（1月1日～12月31日）に自己負担した医療費が、自分と、自分と生計を一にする家族の分を合わせて合計10万円（所得が年200万円未満の場合、所得の5%）を超えた場合、確定申告で所得控除が受けられるものです。

この医療費控除の特例として、特定健診などを受けている人で、特定の成分を含んだOTC医薬品の年間購入額が合計12,000円を超えた場合についても所得控除を受けられる制度が「セルフメディケーション税制」です。お薬のレシート（領収書）は捨てずに大切に保管しておきましょう。

なお、通常の医療費控除と併用ができないため、いずれか一方を選択することになります。



このマークが目印です

秋の火災予防運動

問 宿毛消防署 ☎ 63-3111 (代表)
☎ 63-3300 (火災・災害用)

11月9日(水)～15日(火)の一週間は全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。全国統一防火標語の「お出かけは マスク戸締り 火の用心」を掲げ、防火意識の普及啓発を推進していき、火災による悲惨な事故や貴重な財産の損失を防ぎ、放火されにくい「火災に強いまちづくり」のために火災への注意を呼びかけています。空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節を迎えるにあたり、一人ひとりが火災予防に対する意識を持つことが大切です。



住宅防火の命を守る4つの習慣と6つの対策

4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③コンロを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントのほこりを清掃し、不要なプラグは抜く。

6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災を早期発見するために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、火災に備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

取り付けましょう！住宅用火災警報器！

近年、建物火災による死者数が増加しており、そのほとんどは私たちが生活する住宅での火災によるものです。住宅火災で亡くなった人のうち、その多くが「逃げ遅れ」が理由で命を落としているという事実があります。また、「逃げ遅れ」が多い理由として、夜間の就寝中に発生している事例が多いことも原因となっています。しかし、住宅用火災警報器を設置していれば火災の早期発見と、迅速な避難が可能になり、「逃げ遅れ」による犠牲を少なくすることが期待できます。



消防法の改正により、平成23年6月1日より全ての住宅に『住宅用火災警報器』の設置が義務づけられていますが、宿毛市全体ではまだまだ設置率が伸びていません。ご自身・ご家族を守るため、早めに設置してください。なお、電池式住宅用火災警報器はホームセンターや家電量販店で購入することができます。

住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は約10年！定期的な作動確認を！

住宅用火災警報器は、一般的には電池で動いています。火災を感知するために常に作動しており、その電池の寿命の目安は約10年とされています。住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。いざという時に住宅用火災警報器が適切に作動するよう、定期的に作動確認を行い、適切に交換を行うよう習慣づけましょう。



年末調整等に関するパンフレットの送付に係る国税庁からのお知らせ

例年、年末調整の時期に源泉徴収義務者の皆さんへ「年末調整のしかた」「源泉徴収税額表」および「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を送付していましたが、今後はこれらのパンフレットに代えて改正事項（昨年からの変更点）や国税庁HPなどを案内したリーフレットを送付します。

年末調整等に関するパンフレットは、国税庁HPの「年末調整がよくわかるページ」に掲載しています。



土地・家屋

お持ちの土地・家屋について、次のようなときは、固定資産税係にご連絡ください。

- 土地の現況地目が変更になった ●家屋の全部又は一部を取り壊した
- 家屋の新築、増築、使用用途変更をした

固定資産税は、登記地目や登記床面積によらず、その年の1月1日（賦課期日）時点での現況地目や現況床面積等により評価され、その評価額に基づき税額が計算されます。

現況地目や現況床面積等の修正（課税台帳の修正）には職員による現地調査が必要となりますので、必ず1月1日（賦課期日）までにご連絡ください。



土地（宅地）の税額軽減のために申告が必要です。

住宅の敷地の用に供されている土地（住宅用地）は、「住宅用地に対する課税標準の特例」により土地の税額が軽減されます。

家屋の新築や使用用途変更により新たにこの特例の適用を受けるためには、申告が必要となりますので、ご注意ください。

登記されていない家屋の名義変更は市役所でできます。

登記されていない家屋（未登記家屋）を売買、相続、贈与等により名義変更される場合は、税務課での手続きが必要となります。手続きのための承諾書は税務課固定資産税係でご用意していますので、必要な方はご連絡ください。

償却資産

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産についても課税の対象となります。

償却資産とは会社や個人が所有している構築物、機械、器具、備品などの事業用資産です。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在に所有している償却資産について、資産の所在地の市町村長に申告していただくこととなります。（地方税法第383条＜固定資産の申告＞）

償却資産の申告用紙が必要な方は宿毛市HPに掲載していますので、ご利用ください。

提出期限 令和5年1月31日（火）

申告対象となる償却資産の例

各業種共通			
応接セット、ロッカー、パソコン、コピー機、エアコン、太陽光発電設備（個人（住宅用）については、10 kW以上の設備が申告対象となります。）			
小売業	喫茶・飲食店	工場・作業所	建設業
商品陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、看板	カウンター、室内装飾品、厨房設備、レジスター	受変電設備、旋盤、プレス機、構内舗装、門、塀	ポータブル発電機、パワーショベル、ポンプ、溶接機
病院・診療所	農業	漁業	
ベッド、手術台、医療用機器、給食用厨房	ビニールハウス、田植機、稲刈機	漁船、船舶無線、漁網、養殖用設備	

インボイス制度登録申請等説明会

令和5年10月1日から、消費税の仕入れ税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。事業者の皆さんに、制度について理解を深めていただくとともに、制度の円滑な実施に向けて準備を進めていただくための説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

日時 11月15日（火）13時30分～14時30分 **場所** 宿毛市役所3階 会議室301・302

定員 50人程度

※新型コロナウイルス感染拡大防止のために、説明会へ出席の際は、マスク着用をお願いします。

※「37.5度以上の熱がある方」「風邪の症状のある方」は出席を見合わせていただきます。

主催 中村税務署

共催 宿毛市

問 税務課 ☎62-1238 中村税務署個人課税第一部門 ☎0880-35-2135

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書発行 ～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

問 幡多年金事務所
☎0880-34-1616
(自動音声案内)

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのは、令和4年中（令和4年1月1日～12月31日）に納めた保険料の全額です（令和4年中に納めたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

	発送時期	対象者
①	10月下旬～11月上旬にかけて順次発送	1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付された方
②	令和5年2月上旬	10月1日～12月31日の間に国民年金保険料を納付された方 ※①の対象者は除きます。

なお、ご自身の保険料だけではなく、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。



「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのお問い合わせは、
ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
※電話番号が050から始まる方はこちら ☎03-6630-2525
月～金曜日：8時30分～19時 第2土曜日：9時30分～16時
(土・日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません)

「年金月間」 「年金の日」

問 幡多年金事務所
☎0880-34-1616 (自動音声案内)

11月は「ねんきん月間」 11月30日（いいみらい）は「年金の日」

年金保険料、納めていますか？この機会に年金加入状況の確認を！

11月30日（水）は、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、老後の生活設計について考えていただく「年金の日」です。

ぜひ、この機会に「ねんきんネット」をご利用いただき、ご自身の年金記録の定期的な確認や年金見込額を試算してみてください。「ねんきんネット」のご利用登録は日本年金機構HPからお願いします。



ねんきんネット 検索

日本年金機構幡多年金事務所による

年金相談

問 幡多年金事務所
☎0880-34-1616 (自動音声案内)

日時 11月15日（火）
9時30分～12時、13時～15時

場所 宿毛市役所 **受付** 市民課年金係

予約 幡多年金事務所へ**直接予約のお電話**
をしてください。
ご予約はお早めに。

必要な物

- 年金手帳や基礎年金番号通知書または年金証書
- 年金の手続きであれば送られてきた書類一式
- 本人確認ができるもの
- マイナンバーの分かるもの

代理人の場合

- 委任状
- 代理人の本人確認ができるもの

※詳細については、ご予約の際にお尋ねください。

ヤングケアラーを知っていますか

問 福祉事務所 ☎62-1240

「ヤングケアラー」とは、家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。過度な責任や負担により、学業や友人関係等『子どもらしい生活』が侵害されるなどの影響が出てしまうことがあります。

厚生労働省作成チラシより引用



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族を看病している。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

「やるのが当たり前になっている家事やお世話」だけど、しんどくなっていませんか？

身近な地域に、ヤングケアラーと思われる子どもはいませんか？

まずはご相談ください。



宿毛市福祉事務所 子育て推進係・家庭児童相談室
月～金曜日 8時30分～17時15分(祝日・年末年始を除く)
☎62-1240 ☎62-1241

心の教育センター 相談窓口
月～金曜日、土曜日(第1・3)、日曜日
9時～17時(祝日、年末年始、第5日曜日を除く)
相談予約電話番号 ☎088-821-9909

児童相談所 相談専用ダイヤル
24時間、365日受付 ☎0120-189-783

24時間子どもSOSダイヤル
24時間、365日受付 ☎0120-0-78310

身近な大人たち

●担任の先生 ●保健室の先生 ●スクールカウンセラー ●スクールソーシャルワーカー など

～ 「もしかして？」ためらわないで！ 189 (いちはやく) ～

毎年11月は「児童虐待防止推進月間」です。一人ひとりの気づきが、子どもの安心・安全を守ります。

「虐待かも…」と思ったら、迷わず児童相談所虐待対応ダイヤル「189 (いちはやく)」番にお電話ください。通告・相談は、匿名で行うことができます。間違ってもかまいません。電話をかけた方やその内容に関する秘密は必ず守られます。

相談先 ●福祉事務所 ☎62-1240 ●家庭児童相談室 ☎62-1241

●幡多児童相談所 ☎0880-37-3159

問 福祉事務所 ☎62-1240

保育園等入園の受付開始

問 福祉事務所 ☎62-1240

令和5年度に入園を希望する方は、受付期間中に支給認定申請書兼保育施設入所申込書等を提出してください。

申込書 11月21日(月)から配布開始

申込期間 12月1日(木)～20日(火)(土・日・祝日を除く)

申込場所 福祉事務所または各保育園、認定こども園

提出書類 支給認定申請書兼保育施設入所申込書 ほか

※児童1人につき1枚・福祉事務所または保育園、認定こども園にあります。

入園基準 宿毛市内に住所を有し、保護者が就労、疾病、障害、求職活動等の理由により児童を保育できないと認められた場合



児童福祉医療費助成制度の申請

問 福祉事務所 ☎62-1240

6月1日より、児童福祉医療費助成制度の対象年齢がこれまでの中学校修了前から18歳年度末の児童に拡充となりました。医療費の助成を受けるには、申請が必要です。まだお済みでない方は、早めの申請をお願いします。



対象者 平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれの児童

※修学の都合で宿毛市以外に住民票をおいている児童を含む

必要な物 対象児童の健康保険証

乳幼児突然死症候群 (SIDS)

問 健康推進課 ☎62-1235

～睡眠中の赤ちゃんの死亡を減らしましょう～

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、窒息などによる事故のほか、乳幼児突然死症候群 (SIDS) という病気があります。

SIDSは、何の予兆や既往症もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気で、窒息などの事故とは異なります。令和2年度には全国で95名の赤ちゃんがSIDSで亡くなっており、乳幼児の死亡原因の第3位となっています(令和3年度は第4位でした)。



SIDSの発症率を低くする3つのポイント

次の3つのポイントを守ることにより、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

1歳になるまでは、

あおむけに寝かせましょう

SIDSはうつぶせ、あおむけのどちらでも発症しますが、うつぶせ寝の方がSIDSの発症率が高いということがわかっています。

できるだけ母乳で育てましょう

母乳で育てられている赤ちゃんの方がSIDSの発症率が低いということがわかっています。

たばこをやめましょう

たばこはSIDS発症の大きな危険因子です。妊娠中の喫煙は赤ちゃんの呼吸中枢にも明らかに良くない影響を及ぼします。妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙はやめましょう。

自転車健康づくり

問 健康推進課 ☎62-1235

宿毛市では生涯を通じて自転車で健康増進を図ることを目的に、「ライフサイクルに応じた自転車の活用方法」について情報提供しています。今回は、自転車による運動のメリットをご紹介します。

気軽に取り入れられる自転車を活用して、健康づくりをしていきませんか。

取り入れやすさ

自転車は体力に自信がない人や忙しくて運動をしていない人も取り入れることができる方法です。通勤や買い物などの日常の移動を自転車に変えてみましょう。

身体への負担が少ない

自転車運動は階段1段飛ばしと同程度の関節の動きがありますが、他のスポーツと比べて、サドルとハンドルとペダルの3カ所に体重を分散できるため、腰や膝への負荷が小さく身体への負担が少ないといわれています。

リフレッシュ

自転車走行に集中し、心を「今」だけに向けることで、頭や気分がスッキリし、心身のコンディションを整える効果があります。



病気の予防

自転車運動は有酸素運動で、高血糖、脂質異常、高血圧など、動脈硬化につながる、さまざまな生活習慣病の原因を改善する効果があります。

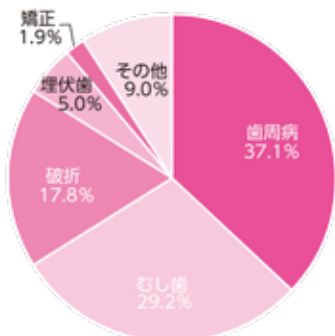
お口の定期健診受けていますか？

問 健康推進課 ☎62-1235

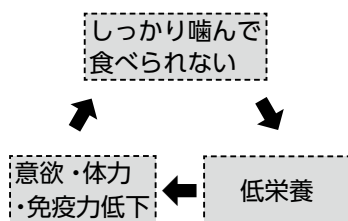
歯を失う主な原因はむし歯と歯周病です。

歯周病はあまり痛みがなく、知らず知らずの間に症状が進行し、成人の約8割が歯周病にかかっていると言われ、歯を失う原因の1位です。

●大人の歯が抜ける主な原因



●歯の本数が減ると



●歯周病セルフチェック

当てはまるものにチェックしてみましょう！

- 歯茎が赤く腫れている
- 歯みがきをしたときに歯茎から出血する
- 歯茎が痩せてきた
- 指で触ると歯がグラグラする
- 口臭が気になる

お口の中のさまざまな病気の予防には、セルフケアやセルフチェックが欠かせません。

それと同時に**定期健診**が効果的です。いつまでもおいしく食べ、会話を楽しめるお口づくりをするために、体と同じように歯の健診も受けましょう。

*今年度40歳、50歳、60歳、70歳になる方は成人歯科健康診査があります。

犬・猫のマイクロチップの装着および登録

ペットショップで犬や猫を購入した方

マイクロチップが装着された犬や猫を迎え入れた飼い主は、ご自身が飼育する動物として、所有者情報の変更登録を行わなくてはなりません。

変更登録の手続きはパソコンやスマートフォンからオンラインで行えます。



- 1** 購入されたお店から渡される「登録証明書」で識別番号と暗証記号を確認
- 2** 「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトで変更登録を申請 
- 3** 手数料 300 円をお支払い ※クレジットカード決済またはバーコード決済
- 4** 画面に表示される「登録証明書」をダウンロードして保管

譲渡犬や猫を引き取った方

マイクロチップの装着、登録にご協力ください。高知県では、小動物管理センターや県福祉保健所から譲渡された犬、猫のマイクロチップの装着、登録に対して助成を行っています。

助成額 ●マイクロチップ装着：2,600円 ●マイクロチップ登録：1,050円

※金額が上限に達しなかった場合、実際にかかった金額が助成額となります。

犬の飼育には、マイクロチップの装着および登録等の手続きとは別に宿毛市への登録が必要です。新規登録(3,000円)・死亡・登録変更の場合は市役所窓口で手続きを行い、新規登録の際には鑑札を交付します。登録された方には、毎年狂犬病予防注射のお知らせを送付します。

マイクロチップで身元が確認できます。

飼い主とはぐれた犬や猫が保護されたとき、マイクロチップが装着されていれば、専用のリーダーで登録番号を読み取り、照合された情報を元に飼い主へ連絡することができます。

問 犬と猫のマイクロチップ情報登録

環境大臣指定登録機関

公益社団法人日本獣医師会 ☎03-6384-5320

高知県薬務衛生課 ☎088-823-9673

健康推進課 ☎62-1235

母子保健

乳児健康診査 対象児に個人通知します。

日	場 所	受 付 時 間
9 金	宿毛文教センター	9:00 ~ 10:00

3歳児健康診査 対象児に個人通知します。

日	場 所	受 付 時 間
7 水	宿毛文教センター	12:15 ~ 13:35

赤ちゃん広場

日	場 所	実 施 時 間
1 木	和田集会所 宿毛市総合社会福祉センター	9:30 ~ 11:30

離乳食講習会 対象児に個人通知します。

日	場 所	受 付 時 間
20 火	宿毛市地域子育て支援センター	13:00 ~ 13:20

成人保健

【セットけんしん】特定健康診査および各種がん検診 ※各健診とも、単独での受診が可能です。

日	場 所	胃がん検診（バリウム検査）	特定健康診査 / 前立腺がん検診 / 大腸がん検診
11 日	宿毛文教センター	予約制（午前のみ）	予約制

肺がん検診および結核検診

日	場 所	受 付 時 間
11 日	宿毛文教センター	8:00 ~ 9:30
	宿毛東部農村環境改善センター	10:00 ~ 10:30

各種検診の結果

宿毛市が実施する次の実施日までの集団検診について、精密検査が必要な方には通知が完了しています。

検 診	実 施 日
肺がんおよび結核検診	9月13日（火）
胃がん検診	9月13日（火）
大腸がん検診	9月21日（水） 回収分
前立腺がん検診	9月13日（火）
乳がん検診	8月10日（水）

子宮頸がん検診および乳がん検診

日	場 所	子宮がん	乳がん
5 月	宿毛文教センター	予約制	予約制
20 火			
21 水			

心の健康相談

保健師・相談員等による電話・面接相談を随時お受けしています。

相談窓口

- 健康推進課 健康指導係 ☎ 62-1235
- 高知県立精神保健福祉センター ☎ 088-821-4966
- 高知県幡多福祉保健所健康障害課 精神保健福祉担当 ☎ 0880-34-5124（直通） ☎ 0880-35-5979
- お酒の悩みごと相談 幡多断酒会 大江 拓 ☎ 090-1173-4672

献血バスがやってきます

問 健康推進課 ☎ 62-1235

赤十字血液センターでは、輸血を受ける方の安全性をより向上させるため、400ml 献血の推進にご協力をいただいています。皆さんの善意の申し出に、お応えできないことも生じるとは思いますが、状況をご理解いただき、ご協力をお願いします。

実施日	実施場所	受付時間
11月24日（木）	高知県立幡多けんみん病院	13:00 ~ 17:30
11月25日（金）	宿毛市役所	9:00 ~ 12:00
		13:15 ~ 15:30

※コロナワクチンを48時間以内に接種された方は献血をご遠慮いただいています。

過去に献血にご協力いただいた方は「日本赤十字社 ラブラッド会員登録」から事前予約ができます！待ち時間の短縮・混雑回避のため、ぜひご利用ください。



はなちゃんバス だより



宿毛市コミュニティバス「はなちゃんバス」は、平成 29 年 10 月に本格運行を開始し、今年で 5 年が経過しました。郊外から市街地へ、そして市街地内における移動手段として、今後も市民の皆さんを乗せて元気に運行します！「乗りたいけど乗り方がわからない」「バス停の場所や時間がわからない」という方はお気軽に企画課までお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、乗車の際はマスクの着用をお願いします。

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	
楠山線	栄喜線	舟ノ川線	出井線	藻津線	
年間運行日数	50日	52日	51日	51日	52日
年間利用者数	1,336名	2,017名	1,494名	1,124名	1,812名
1日平均利用者数	26.7名	38.8名	29.3名	22.0名	34.8名

合計
256日
7,783名
30.4名

令和 3 年 10 月～令和 4 年 9 月

問 企画課 ☎62-1255

5th

地域おこし協力隊通信

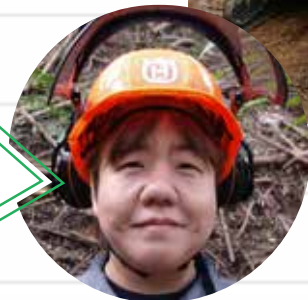
林業振興担当 難波 久美江

広島県福山市から移住してきました、難波です。
宿毛市主催の移住ツアーに参加して自伐型林業に携わりたいと思い、空も海も川もきれいで食べ物がおいしくて人が優しいところが大好きになり、移住を決めました。

今は他の先輩隊員に山について教えていただきながら、将来林家さんに山を任せいただけるように早く知識と技術を身に付けたいです。

宿毛の方々と早く仲良くなれるよう地域のイベントにも積極的に参加したいと思っていますのでぜひ声をかけてください。

Date



広報すくものコーナー「すくすくもっと」に掲載していただけるお子さんの写真を随時募集しています。詳しくは宿毛市HP内のすくすくもっとのページをご覧ください。(http://www.city.sukumo.kochi.jp/docs-05/sukusuku.html)

問 企画課 ☎62-1255

11月の行事予定

イベント・行事等については、新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため中止となる場合があります。

日曜	行事名	時間	場所	問い合わせ先
3 木	西南リーグシニアソフトボール大会	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
5 土	第7回 幡多地区障害者陸上競技大会	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
	幡多地区中学女子バレーボール新人大会(～6日)	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
6 日	子ども将棋教室	9:00	宿毛文教センター	中央公民館 ☎ 63-2618
	市P連球技大会(ソフトボール)	9:00	宿毛市総合運動公園	小筑紫中学校 ☎ 67-0202
	市P連球技大会(スカッシュバレー)	9:00	和田体育館 宿毛小学校体育館	小筑紫中学校 ☎ 67-0202
	第67回 高松宮賜杯 幡多予選(軟式野球)	9:00	宿毛市野球場	総合運動公園 ☎ 66-1467
7 月	第50回 宿毛市芸術祭	13:00	宿毛文教センター	生涯学習課 ☎ 62-1245
	ふれあい保育・園説明会	9:30	宿毛幼稚園	宿毛幼稚園 ☎ 63-2914
8 火	宿毛文教センター臨時休館日		宿毛文教センター	中央公民館 ☎ 63-2618
9 水	ほっと広場*中央～母推(ぼすい)さんの事業	10:00	宿毛まちのえき林邸	健康推進課 ☎ 62-1235
10 木	ほっと広場*南～母推(ぼすい)さんの事業	10:00	宿毛市総合社会福祉センター	健康推進課 ☎ 62-1235
	ほっと広場*西～母推(ぼすい)さんの事業	10:00	西地区防災コミュニティセンター	健康推進課 ☎ 62-1235
11 金	マイナンバーカード交付・電子証明書夜間窓口開設日	17:15	市民課	市民課 ☎ 62-1233
11 金	生きがい大学さくら学園 講演	13:30	宿毛文教センター	長寿政策課 ☎ 62-1234
12 土	蛸湖まつり 2022	10:00	中筋川ダム	ダム活元気ネットワーク ☎ 66-2501
	小学生ソフトボール大会(～13日)	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
	宿毛!! ワクワクたいけんひろば(光る泥だんご教室)	10:00	正和児童館	(特非) じんけんネットすくも ☎ 090-9710-3321
	ゆめスマイルイベント「お寺こども会」	10:00	清宝寺 本堂	ゆめ・スマイル ☎ 090-4780-5706
	お魚料理教室	10:00	宿毛文教センター	産業振興課 ☎ 62-1243
	寒蘭の里とさ宿毛展示大会(～13日)	12:00	和田体育館	商工観光課 ☎ 62-1242
	こども食堂 ゆめ	12:00	みんなのおうち	こども食堂ゆめ ☎ 090-5146-7529
13 日	すくもあいふおーらむ 2022	13:00	宿毛市総合社会福祉センター	宿毛市社会福祉協議会 ☎ 65-7665
	第67回高松宮賜杯 幡多予選(軟式野球)	9:00	宿毛市野球場	総合運動公園 ☎ 66-1467
14 月	ふれあい保育	9:30	市内各保育園	市内各保育園
15 火	出張年金相談(予約制) ※予約は幡多年金事務所へ	9:30	市役所	幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)
	インボイス制度登録申請等説明会	13:30	市役所	税務課 ☎ 62-1238
17 木	通学路安全の日「三木の日」	7:00	市内全域	青少年育成センター ☎ 63-4197
	おしごとカフェ in 幡多	14:00	宿毛まちのえき林邸	高知県生涯現役促進地域連携協議会 ☎ 088-879-1907
18 金	あいさつ・声かけ運動	7:00	市内全域	青少年育成センター ☎ 63-4197
	第8回 絵手紙交流展(～20日)	10:00	宿毛文教センター	中央公民館 ☎ 63-2618
19 土	宿毛!! ワクワクたいけんひろば(ミニマジックショー)	10:00	正和児童館	(特非) じんけんネットすくも ☎ 090-9710-3321
	しげちゃんち ～障害のある子どもとその家族みんなで楽しもう～	14:00	正和隣保館	手代岡児童館 ☎ 66-0756
	第4回 陸上競技講習会(中・高)	14:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
20 日	地域防災研修	8:30	宿毛市総合運動公園	宿毛消防署 ☎ 63-3111
	第67回 高松宮賜杯 幡多予選(軟式野球)	9:00	宿毛市野球場	総合運動公園 ☎ 66-1467
21 月	第50回 すくも俳句大会	9:30	宿毛文教センター	すくも俳句会 篠田たけし ☎ 63-3001
	ふれあい保育(リトミック、戸外遊び)	10:00	宿毛幼稚園	宿毛幼稚園 ☎ 63-2914
22 火	宿毛市戦没者追悼式	10:30	宿毛文教センター	福祉事務所 ☎ 62-1240
24 木	マイナンバーカード交付・電子証明書夜間窓口開設日	17:15	市民課	市民課 ☎ 62-1233
26 土	スクスイカップ(～27日)	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
27 日	休日市税納付窓口開設日	9:00	税務課	税務課 ☎ 62-1239
	第4回 さくらの里 すくも音楽祭	13:00	宿毛文教センター	さくらの里 すくも音楽祭実行委員会 代表 石崎 友隆 ☎ 080-5453-0279
	ちむどんどん～沖繩の風コンサート～ 川柳入門～5・7・5を始めませんか～	13:30	宿毛文教センター	江口 桂子 ☎ 63-5708
29 火	一日行政相談	13:00	宿毛文教センター	高知行政監視行政相談センター ☎ 088-824-4100
	出張無料法律相談	13:00	宿毛市総合社会福祉センター	(公財) 暴力追放高知県民センター事務局 ☎ 088-871-0003
30 水	水曜スマイルサロン	10:00	みんなのおうち	大井田病院コミュニティーナース 中野 ☎ 63-1740

休日市税納付窓口開設日			
月	日	場所	開設時間
11	27(日)	市役所税務課	9:00～17:00

●お昼休みも納付できます。●コンビニ等でも納付できます。

納付は **口座振替・コンビニ納付** が便利

納 期 限	固定資産税 4期	11/30(水)
	国民健康保険税 5期	
	介護保険料 5期	
	後期高齢者医療保険料 5期	
高知けいば		11月 5・6・12・13・19・20・26・27
パルス宿毛		12月 3・4・10・11・17・18・28・29・31

宿毛寄席

第2回

落語と講談

それぞれの違いも

お楽しみください

偉人の歴史を
伝統話芸で聞く

歴史、建築で



in林邸
2022
12/3(土)
宿毛まちなぎ林邸



講談 (竹内明太郎)
旭堂 南春
きよくどう なんしゅん

落語 (緒方洪庵)
笑福亭 笑利
しょうふくてい しょうり

日程：2022年12月3日(土)
時間：午前の席 9:30開場 / 10:00開演
 午後の席 13:00開場 / 13:30開演
会場：宿毛まちなぎ林邸(宿毛市中央3-1-3)
木戸銭：会場参加 / 2,000円(全席自由席)
 オンライン参加 / 500円(ZOOMまたはYouTube配信)

お着物着用でお越しの方には
お土産プレゼント! 先着30名様限り

同時開催 **林邸縁日** 開催時間 9:00 ~ 16:00
●ゆめ・スマイル(お弁当、雑貨など) ●林邸カフェ(おしるこ) ●和CHOMI(雑貨)
●にこまる堂(水引雑貨等) ●菱田・ベーカー(レトロばん)

プレイガイド
9月中頃
販売開始

会場参加の方
林邸カフェにて販売
新型コロナ感染拡大防止のため、会場定員には限りがございます。

午前・午後の
各席35名、
計70名限定

オンライン参加の方
公式HPにて販売
コチラのQRコードからアクセス→



お問い合わせ 宿毛寄席実行委員会 [TEL]090-5278-5848(谷口) [mail]mt82_sukumo83@yahoo.co.jp / 宿毛まちなぎ林邸 [TEL]0880-79-0563
主催:宿毛寄席実行委員会 / 共催:宿毛まちなぎ林邸 / 協賛:宿毛コンシェルジュ / 助成:令和4年度高知県芸術祭助成事業「KOCHI ART PROJECTS 2022」
後援:宿毛市、宿毛商工会議所、宿毛市教育委員会、一般社団法人宿毛市観光協会、高知新聞社、RKC高知放送、KUTVテレビ高知、KSSさんさんテレビ

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、延期または中止となる場合があります。その際には事務局よりご案内をいたします。※ご会場に際して感染症対策にご協力頂きますようお願いいたします。